

「口外禁止条項って どうなん?！」



* 使用者側のご参加はご遠慮ください。

～口外禁止条項に抵抗を続ける弁護士に聞く～



日時：3月31日（水）18：30～20：30

講師：^{なかがわ}中川 ^{たく}拓 弁護士

解雇無効を争う、未払残業代を請求する、懲戒処分の無効を争う…いろいろなケースの労働事件で、使用者が労働者に解決金を支払う内容で和解をする際、使用者から「口外禁止条項を付けてほしい」と言われることがよくありますね。

「これまでの闘いの経緯と結果を支援してくれた人たちに報告したい!」という思いで口外禁止条項には応じられない、とする場合もあれば、和解成立のためにやむなく応じる場合もあるでしょう。場合によっては、労働者側から口外禁止条項を付けてもらいたいと提案するケースもあるかもしれません。

ただ、この「口外禁止条項」、最近では裁判所からの提示案に含まれているのをよく見聞きます。それってどうなのでしょう?

本講座では、労働審判に口外禁止条項が付けられたケースで、「どうして裁判所から押し付けられなきゃいけないの?」「違法だ!」として国賠請求した事件をテーマに、実際にこの事件を担当した中川弁護士にお話を伺います。

労働事件を扱うにあたって、口外禁止条項は他人事ではありません。ぜひ、ご参加ください。

中川弁護士は、以前当弁護団で活動していた弁護士で、9年前に長崎県に移り住まれました。

現在も多数の労働事件に労働者側弁護士として取り組んでおられます。

中川 拓 弁護士 日本労働弁護団 全国常任幹事・九州労働弁護団 幹事
長崎県弁護士会 労働と貧困に関する委員会 委員長

2000年 私立大阪星光学院高校卒業 2004年 京都大学法学部卒業 2006年 神戸大学法科大学院卒業
2007年 弁護士登録（大阪） 大阪労働者弁護団所属（在間秀和法律事務所に勤務）労働事件を多数扱う。
2012年 諫早総合法律事務所（長崎県諫早市）入所

1. 受講方法

- (1) WEB受講：先着100名 (2) 労弁事務所受講：先着10名（事務所受講は賛助団体の方に限りです）
※メールまたはQRコードで下記をご記入の上お申し込みください。（lala-osaka1975@nifty.com）
〔お名前・団体名・メールアドレス・緊急時連絡先・受講料振込人名義・特にお聞きになりたいこと〕
※賛助団体のみなさまは、お一人ずつでも、団体として一括でもお申し込みいただけます。

2. 受講料：1300円

※賛助団体所属の方は800円（お申し込み時に必ず所属団体名をご記入ください）
（賛助団体：年会費のご負担をお願いして当弁護団を支えてくださっている団体）



お申し込みをくださった方に、受講料振込口座をお知らせいたしますので、3月25日までに振り込んでください。

入金が確認された方には、受講日の前日までに参加URLと資料をお送りいたします。

※いったんお支払いされた受講料は原則として返金できません。



大阪労働者弁護団

大阪市北区西天満4-10-19-603 電話06-6364-8620

lala-osaka1975@nifty.com

http://www.lalaosaka.com/